

第1回 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会 開催結果

1 日時

令和4年8月1日（月曜日）午前10時00分～午前11時50分

2 開催形式

ZoomによるWeb会議

3 出席者

【委員】

浅野委員、荒川委員、岡委員、勝見委員、木原委員、清水委員、田中委員、
長峯委員、見上委員

【事務局】

松山技監、島田理事、笠原環境管理課長 ほか

【傍聴者】

4名

4 議事

(1) 審議事項

地域脱炭素化促進区域設定基準について

資料3、4により事務局から説明。

<主な意見等>

○制度の大枠、国・府・市町村の役割

(委員) 基準は、府が設定した後に市町村がさらに細かく配慮すべきところを決めていくという理解でよいか。

(事務局) 国の基準がオールジャパンで適用されるものとして存在し、それに加えて京都府内に適用される基準を今回策定する。市町村はそれらの基準に従いつつ、当該市町村の地域性を考慮した上で促進区域を設定する。

(委員) 再エネ促進の観点からは、特に除外すべきエリアについて、都道府県基準で多くを決めすぎないほうがよいと考える。

また、促進区域以外のエリアにおいて再エネの導入が一切できなくなるわけではないと認識している。区域設定基準を公表する際には、促進区域外では禁止されるかのような誤ったイメージが広がらないように留意いただきたい。

(委員) 資料3の4ページの図面上は、府基準として黄色で示している○の範囲が国基準の配慮すべき区域の外にあるように見えるが、この区域に○の設定はできるか。

(事務局) 国基準の配慮すべきエリアや事項は、促進区域の設定を妨げるものではないため、可能である。ただし、国基準と都道府県基準で求める内容を満たす必要はある。

(委員) 府としては、完成したゾーニングを提案するのではなく、太陽光発電や風力発電を行う際に配慮すべき項目やその項目の重み付けを示すことが重要だと考える。市町

村がそれを踏まえ、自身が保有する情報を加味して、項目や重み付けについて独自に検討し、区域設定を行う考え方。要すれば、府では基本となるレイヤーに当たる情報を整理し、その先は市町村や地元の方々で、地域社会のことを考えて設定していくのがよいと考える。

- (委員) 議論していく上で重要なことは、この基準設定の中で、府がどのような役割を果たしていくべきか、という点である。促進区域設定の意思決定主体は、府よりも地域に近い存在の方が適当だと考えられ、よい決定をすればするほど、地域への恩恵は大きくなる。例えば景観のような、その地域だけではコントロールできない要素について、府から配慮すべきことを求めるようにするなど、府として何をすべきかを整理することで、目指すべき基準のイメージが固まると考える。

○再エネ導入目標量を踏まえた基準設定

- (委員) 今回、府の目標を達成するために、促進するエリアの設定基準を定めるという認識だが、府はどのような目標を掲げているか。

(事務局) 温室効果ガスの排出量としては、国と同じく、2030年度46%削減、そして2050年カーボンゼロを目指すこととしている。再エネの導入量としては、2030年度に発電量で25%、利用量で35%を目下の目標としているが、この数字では46%削減には少し届かないと認識しており、今後、見直しを考えている。

- (委員) 後日でも、年間何MWh程度必要かという具体的な数値を示していただきたい。

(事務局) 再生可能エネルギーの導入等促進プランの中で目標設定をしており、後日、委員の皆様と共有させていただく。

なお、その内訳としては、府内では太陽光発電と風力発電のポテンシャルが高いので、この二つを中心に増やしていく考え方である。

- (委員) 太陽光発電と風力発電のポテンシャルは、土地の面積と相関があることから、目標達成に面積としてどの程度必要なのかも示していただきたい。また、ゾーニングの検討の結果から算出された面積が目標とする面積を下回る場合に、環境保全の条件を一部妥協することもスタンスとしてあり得るだろうし、或いは、上回る場合にも何らかの検討を要するかもしれない。

土地利用計画や国土利用計画など、年次目標として森林や農地の位置や広さ等を定める計画もゾーニングの一種であるため、これらとの整合にも留意すべきである。

(事務局) 再エネの目標の考え方については、環境省が提供するREPOS（リーポス）というポテンシャルマップを活用し積み上げ算出している。また、土地利用計画等との整合については、所管課とすり合わせていきたい。

- (委員) 前提として、脱炭素社会を目指す上で足り得るものとすべき。再エネの発電量で25%、利用量で35%とは、2030年度の目標だと記憶しているが、達成すべきは2050年実質ゼロという目標であり、2030年度だけでなく、その先も見据えるべき。

また、太陽光発電や風力発電の導入量の具体的なイメージを持つため、府の目標達成には、例えば風力発電であれば、4MW級で設備利用率30%としたときに何基が必要になるのか等の情報を示してはどうか。

(事務局) 御指摘のとおり、今回の温対法の改正自体が2050年カーボンニュートラルを理念としており、それに向かっていくためのプロセスの一つが今回の制度であると考えている。その中で2030年までに太陽光発電や風力発電をどのように増やしていくか、

次回、数値的に御説明したい。

- (委員) 再エネのポテンシャルについて、REPOSは、現時点での状況を示したものであるが、今後、気候変動や技術革新によって、ポテンシャルが変動する可能性もあるため、将来の環境変化にも留意いただきたい。
- (委員) 再エネポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば風力発電であれば、風況が良いエリアを全て促進区域の対象とした上で、諸条件に照らして、どうしても除かなければならないエリアだけを除くような形で、できる限り対象範囲が広がるような検討が適切と考える。
- (事務局) 次回、府内の太陽光発電や風力発電のポテンシャルマップをお示しした上で、再エネ導入の観点からどのようなエリアを重視していくか等について、御意見をいただきたい。
- (委員) 次回提示されるポテンシャルマップについては、再エネポテンシャルを定量化したときの計算過程がわかるように前提条件をしっかりと示していただきたい。

○環境配慮事項の内容とその検討方法

- (委員) 論点1と論点2とは、議論の領域の境界を定めにくく、独立して扱うよりも、相互の関係にも留意して検討した方がよい。
- (委員) 盛土規制法が成立したが、同法と促進区域の設定基準の関係はどうか。また、先行して基準を策定している都道府県では、土壤汚染対策法の対象となる地域を配慮すべき区域に挙げている例もあるが、促進区域の設定基準に加えないと同法の規制はすり抜けてしまうような性質なのか。促進区域の設定基準の守備範囲を確認したい。
- (事務局) 盛土規制法については、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持の中の土地の安定性への影響という項目で、基準の対象になり得ると考えている。また、土壤汚染対策法についても、地域特性を踏まえて都道府県が必要と判断すれば対象にすることが可能であるため、府においても対象に加えるかどうかを検討したい。
- (委員) 発電機の設置場所だけではなく、そこに至るアクセス道路の建設や道路建設に伴い発生する残土の問題についても議論の対象にすべき。また、開発に伴う下流域への影響にも配慮が必要である。
- (委員) 特に風力の場合は、長大物を山の中などに運ぶための取付道路が必要であり、環境への影響を考えると、当該道路の管理も含めて議論の対象にすべき。また、この基準の射程外かもしれないが、発電事業終了後の環境配慮についても検討が必要と考えられる。
- (事務局) アクセス道路については、個別事業の環境アセスメントにおいても論点になっているところであり、都道府県基準の中で議論すべきか、市町村が配慮促進区域を決定するときに検討すべきなのか、事業終了後の配慮とともに、事務局で整理したい。
- (委員) 資料4にハザードマップという言葉がないので、これも議論の対象にすべき。
- (委員) ネガティブなところを除外するという手順では、全部駄目だということになる可能性もある。必要な制約は当然設けるにしても、それがどうかどうか検討する十分な

時間がないままに規制がかかってしまうリスクがある。決して不適切なところを開発すべきとは考えていないが、資料4に記載のある法令について、砂防三法のようにある意味、現在の法律の立て付けでも基本的に開発は禁止されているようなエリアと地域森林計画の対象民有林のように直接開発を規制していないものが混在をしていると考えるので、各法令の規制内容に応じて分類して示していただけると議論しやすい。

(委員) 長野県や徳島県等の先行事例における具体的な基準を一覧表等で示していただけると議論がしやすい。

(委員) 土地の安定性への影響の項目について、これまでは過去最大の降水量等を基にする考え方であったが、今後、気候変動により大雨が降る期間やその量が今まで以上に大きくなる可能性もある。どのように検討するかは難しいが、留意いただきたい。

(委員) 宮城県と山形県の風力発電計画について、蔵王連峰の景観を守りたいという強い意志から中止になったと報道されている。地域共生という考え方を前提にすれば、再エネ促進という考え方はありつつ、府としては地域にどのような恩恵をもたらすかをベースとし、府の景観をどのように守っていくかという視点が重要である。景観については、大きなエリアで網掛けすることが難しいため、細やかに検討していくものとする考え方を盛り込む必要がある。

○促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例

(委員) 再エネは地域の資源であるという考え方に立てば、そこから得られる収益を還元する意味でも、地域脱炭素化促進事業への地元企業等の参入を要件にすることもできる。

(委員) 制度上、府の基準の中に、地域資本が入っている事業であることを要件として盛り込むことは可能か。

(事務局) 制度として、どこまでなら可能かを次回まで整理してお示ししたい。

(委員) 具体的な好事例を4つ紹介したい。

①大学と地域の連携事業

ある大学が関わりながら、ため池ソーラーなどを設置し、収益を地域貢献、地域を元気にする活動に充てていく取組。

②ソーラーシェアリング

府内のある小売店では、ソーラーシェアリング由来の電気を使って、運営されている。どの事例を例示すべきかは、今後の議論であるが、ソーラーシェアリングの事例は紹介いただきたい。

③ソーラーカーポート

府内での大規模な事例はあまり把握していないが、企業、工場や商業施設の駐車場に屋根を設置し、その上で太陽光発電を設置することで新たな環境破壊はせず太陽光発電を増やす取組。他方、工業団地などでは、建ぺい率の関係で設置が難しい事例もあると聞くので、そういう規制の緩和も含めて検討いただけるとありがたい。

④市民出資型の発電所

市民の出資を募る太陽光発電であり、福知山市では、市の避難所に太陽光発電を設置し、防災力の向上にも繋げている取組がある。

- (事務局) 好事例の御紹介に感謝する。情報共有になるが、2点目と3点目のソーラーシェアリング、ソーラーカーポートについては、再エネ促進に不可欠なものと考えており、先日成立した6月補正予算により、新たな支援制度等を措置予定である。
- (委員) 地域密着型のを積み上げていくことは大変よいと考える。工場跡地や耕作放棄地をどのように利活用していくのかという点にも繋がる。
昨今は洪水等が増えていることもあり、災害時の非常用電力を確保する意味でも災害リスクのある箇所を避け、リスクの少ないところをポジティブゾーンとして、推奨するような取組が必要ではないか。
- (委員) 地域経済等への貢献については、この場で議論すべきかどうかは別として、地域の方々が主体的に事業に参画することが望ましい姿と思われる。他方で、この制度により配慮書手続が省略されることで、地域とのコミュニケーションの機会が一つ失われる懸念もある。そのようなネガティブな方向に作用しないよう、どのように地域を巻き込んでいくかも課題。
- (委員) 再エネ導入には脱炭素を目指すという直接的な効果があるほかにも、コベネフィットもある。例えば千葉県の事例では、台風の停電で熱中症が増えたというデータがあるが、太陽光発電のある家庭では、それを非常用電源として活用し、熱中症は免れたというケースもある。脱炭素という目的も重要であるが、色々なコベネフィットも整理していただくと地域の方の理解醸成に繋がることが期待される。
- (委員) 論点2の具体的な取組の例示は大変よいと思う。資源エネルギー庁の検討会の資料でも地域共生の事例が紹介されているので、そのような資料も参照して、促進区域を設定する市町村にとって、代表的なものをわかりやすく示していただきたい。
- (委員) 景観については、保全や調和という議論になりがちであるが、例えば新名神のロジスティックセンターのような地域では、新しい未来型の景観を作るという視点で、積極的に再エネを導入することもあり得る。

5 配付資料

- ・次第
- ・資料1 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会委員名簿
- ・資料2 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会設置要領
- ・資料3 促進区域に係る都道府県基準について
- ・資料4 促進区域設定基準の設定に当たって検討が必要と考えられる区域及び事項